

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想



令和4年2月
伊佐市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	6
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	7
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	9
(2)	利用権の設定等の内容	10
(3)	開発を伴う場合の措置	11
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	11
(5)	要請及び申出	11
(6)	農用地利用集積計画の作成	12
(7)	農用地利用集積計画の内容	12
(8)	同意	13
(9)	公告	13
(10)	公告の効果	13
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	13
(12)	紛争の処理	14
(13)	農用地利用集積計画の取消し等	14
2	農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項	14
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	15
(2)	区域の基準	15
(3)	農用地利用改善事業の内容	15
(4)	農用地利用規程の内容	15
(5)	農用地利用規程の認定	15
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	16
(7)	農用地利用改善団体の勧奨等	17
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	17

4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	17
(1)	農作業の受委託の促進	17
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	18
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	18
6	就農促進を図るために農業次世代人材投資資金等の各種施策を推進する事項	18
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	18
(2)	推進体制等	19
第6	その他	19
別紙1	(第5の1の(1)⑤関係)	20
別紙2	(第5の1の(2)関係)	21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊佐市の現状

本市は、鹿児島県の北端に位置し、周囲を九州山地に囲まれた盆地を形成しており平地の中央部を川内川とその支流が流れ、冷涼な気候、地形等から肥沃な水田地帯が広がって県内でも有数の米どころとして名を馳せてきた。

本市の農業は、稲作中心から水稻・畜産・野菜・大豆等との複合経営に移行してきている。その中、生産性の高い水田営農の確立と農家経営の安定を基本目標に、根深ネギ・カボチャ・ゴボウなどの野菜や粗飼料自給率の向上による肉用牛の生産振興を柱として、栽培の集団化による大豆や飼料用稲の生産安定、集落営農の展開による低コスト稲作の実現など、地域の特性を生かした地域農業の振興に取り組んでいる。

このように、農業生産において重要な優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めることが必要である。

2 伊佐市の農業構造

本市の農業構造については、近年の少子・高齢化により、農業就業者の減少や高齢化・後継者不足が進みつつあり、特に土地利用型農業については、農業の担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）^(注1)不足が深刻化している。また、こうした中で農地の流動化の進展により、中間層の比率が減少する傾向を示しており、規模の大きな経営体と小規模農家の分化が進んでいる。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の減少及び高齢化に伴って、農業後継者に継承されない、または担い手に集積されない農地が一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

（注1） 担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、このような農業構造の現状やその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね5年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市内および県内の優良な経営の事例等を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり330万円程度）と年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

(伊佐市農業再生協議会担い手サポートチーム)

本市は、将来の伊佐市農業を担う若い農業経営者の意向やその他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び農業関係団体の自主的な努力を促し、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業などの措置を総合的に実施する。

基本的な取組みとして、市は、農業協同組合、農業委員会、地域振興局等が十分なる相互の連携のもとで濃密な指導を行うため、伊佐市農業再生協議会担い手サポートチーム（担い手・地域営農対策）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。次いで、望ましい経営体を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の担い手サポートチームが主体となって経営診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって、地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画及び青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(農用地の利用集積)

農業経営の改善による望ましい経営の促進を図るため、土地利用型農業への取組みに意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農用地の利用集積に係わる情報の収集・分析活動を行い、地域営農集団や農用地利用改善団体及び土地改良区等と連携をとりながら、集落、地区における土地利用調整を推進し、連担化した条件も視野に入れながら担い手に農用地が利用集積され、規模拡大が図られるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(集落営農の組織化・法人化)

水田中心の土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営を促進しつつ、農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいても、地域での話し合いと合意形成を推進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）及び法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成に努め、農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域や中山間地域の集落等においては、農地の一体的な管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を図り、集落営農の組織化・法人化を促進するため、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

(農地賃借と農作業受委託の促進)

農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、公益社団法人伊佐農業公社と連携を密にして、農地賃借及び農作業委託を一体的に促進することにより、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要であるため、オペレーターの育成、受委託等の促進を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(女性農業者等の活躍と農村コミュニティの維持)

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者と小規模な兼業農家や生きがい農業を営む高齢農家、土地持ち非農家との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確化にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、副業的農家を含むすべての農家に対し、本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

(認定制度の活用)

農業経営改善計画の認定制度（法第12条）、青年等就農計画の認定制度（法14条の4）については、両制度を望ましい経営のための育成施策の中心に位置づけ、認定農業者への農業委員会の支援による農用地利用の集積に努め、その他の支援についても認定農業者・認定新規就農者を対象に集中的かつ重点的に取り組む。なお、取組みに際して、関係機関・団体の協力を得ながら制度の積極的活用を図っていく。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

活力に満ちた農村を築くためには、その推進役となる青年等を中心とした新規就農者を長期的視点にたって育成することが重要であり、本市農業の持続的な発展に向け、新規就農者及び新規就業者の確保・育成に努める。そのために、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保育成に向け、指導農業士ら関係機関の一体的な体制を整備し、農業経営、栽培技術等の指導を緊密に行い、定着化を図る。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間の目標は、地域における他産業従事者なみの年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）とし、農業経営開始から5年後の農業所得の目標は主たる農業従事者1人当たり165万円程度とする。

併せて、農地法による農地取得の下限面積要件があることで、新規に就農することを阻むことがないよう、利用権設定等促進事業の推進を図ることで新規就農者が容易に農業に親しみ、技術習得し安定した経営に結びつくよう指導するとともに、遊休農地の活用を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市の優良事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型の指標

営農類型	経営規模	生産方式
水稲専作 (加工用米)	<作付面積等> 普通期水稲(大規模) 12.0ha 普通期水稲(焼酎麴用米) 3.0ha 普通期水稲(収穫作業受託) 5.0ha <経営規模> 15.0ha	<主な資本装備> <その他> 乗用田植機 6条 ・ほ場の集団化 コンバイン 4条 ・グレンタンク方式 トラクター 乾燥機
水稲専作 (WCS)	<作付面積等> 普通期水稲(大規模) 12.0ha 普通期水稲(WCS) 3.0ha 普通期水稲(収穫作業受託) 4.5ha <経営規模> 15.0ha	<主な資本装備> <その他> 乗用田植機 6条 ・ほ場の集団化 コンバイン 4条 ・グレンタンク方式 トラクター 乾燥機
水 稲 + 大 豆	<作付面積等> 普通期水稲(大規模) 12.0ha 普通期水稲(収穫作業受託) 4.0ha 大 豆 3.0ha <経営規模> 15.0ha	<主な資本装備> <その他> 乗用田植機 6条 ・ほ場の集団化 コンバイン 4条 ・グレンタンク方式 トラクター 乾燥機 大豆関係管理機(共同利用、収穫調整は委託)
露地野菜 + 水 稲	<作付面積等> 根深ねぎ 1.0ha 普通期水稲(中規模) 7.0ha <経営規模> 8.0ha	<主な資本装備> <その他> トラクター ・ねぎの育苗定植委託 管理機 ・ほ場の集団化 茎葉処理機 田植機 自脱型コンバイン
	<作付面積等> かぼちゃ(小型トンネル) 1.1ha かぼちゃ(抑制) 2.1ha 普通期水稲(中規模) 7.0ha <経営規模> 10.2ha	<主な資本装備> <その他> トラクター ・かぼちゃの育苗委託 管理機 ・ほ場の集団化 田植機 自脱型コンバイン ※ 臨時雇用の確保が必須条件
露地野菜 2品目 + 水 稲	<作付面積等> 根深ねぎ 0.6ha かぼちゃ(小型トンネル) 1.0ha 普通期水稲(中規模) 7.0ha <経営規模> 8.6ha	<主な資本装備> <その他> トラクター ・ねぎの育苗定植委託 管理機 ・かぼちゃの育苗委託 茎葉処理機 ・ほ場の集団化 田植機 自脱型コンバイン

露地野菜 2品目 ＋ 水 稲	＜作付面積等＞		＜主な資本装備＞		＜その他＞	
	かぼちゃ(小型トンネル)	0.5ha	トラクター	管理機	・かぼちゃの育苗委託	・ほ場の集団化
	ごぼう(秋まき)	1.5ha	田植機	自脱型コンバイン		
	普通期水稲(中規模)	7.0ha				
	＜経営規模＞	9.0ha				
生産牛 ＋ 水 稲	＜作付面積等＞		＜主な資本装備＞		＜その他＞	
	生産牛	35 頭	簡易開放牛舎	堆肥舎	・良質飼料の確保	・ほ場の集団化
	普通期水稲(中規模)	4.0ha	トラクター			
	＜経営規模＞		ローラーベラー			
	飼料畑、水田	9.0ha	田植機、自脱型コンバイン			
	牛舎面積	1,000 m ²	※ 事業導入により初期費用の圧縮を図る			

2 経営管理の方法及び農業従事者の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事者の態様の基本的指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効活用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ 経営規模の拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。
- キ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、第2を踏まえつつ本市における営農類型について示すと次のとおりである。

1 認定新規就農者の営農類型の指標

営農類型	経営規模	生産方式
水稲専作	<作付面積等> 普通期水稲(中規模) 7.0ha 普通期水稲 7.5ha (収穫作業受託) <経営規模> 7.0ha	<主な資本装備> <その他> 乗用田植機 6条 ・ほ場の集団化 コンバイン 3条 ・グレンタンク方式
露地野菜 1品目	<作付面積等> 根深ねぎ 0.8ha <経営規模> 0.8ha	<主な資本装備> <その他> トラクター ・ねぎの育苗定植委託 管理機 ・ほ場の集団化
露地野菜 2品目	<作付面積等> 根深ねぎ 0.6ha かぼちゃ 0.4ha <経営規模> 1.0ha	<主な資本装備> <その他> トラクター ・ねぎの育苗定植委託 管理機 ・かぼちゃの育苗委託 茎葉処理機 ・ほ場の集団化 マルチャー
	<作付面積等> かぼちゃ 0.8ha ごぼう 1.5ha <経営規模> 2.3ha	<主な資本装備> <その他> トラクター ・かぼちゃの育苗委託 管理機 ・ほ場の集団化 マルチャー
生産牛専作	<作付面積等> 生産牛 20頭 <経営規模> 牛舎面積 350㎡	<主な資本装備> <その他> 簡易開放牛舎 ・良質飼料の確保 堆肥舎 トラクター ※ コントラクター利用等により、初期投資・労働時間の圧縮を図る

2 経営管理の方法及び農業従事者の態様の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事者の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効活用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ 収入の安定化を図るため、積極的に共済保険に加入する。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、地域内における相互連携やヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標を次のとおりとするとともに、人・農地プランの実質化の取組みなどと連携した農地中間管理事業の推進などにより、面的にまとまった形での利用集積の割合は概ね次に掲げるとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積 ^(注2) のシェアの目標	備 考
<u>80%</u> （令和12年度）	

（注2）「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用（基幹的農作業＜水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作目については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業＞を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積で、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地の合計である。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、伊佐市農業再生協議会を活用し、関係機関・団体の緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）に関し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向などの状況を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進する。その際、市は、関係機関・団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、伊佐市農業再生協議会に利用集積の対象者を構成員とする下部組織（「担い手部会」）を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの状況を充分踏まえて、以下の方針に沿って積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行なう。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）が行う特例事業（法第7条）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 就農促進を図るための農業次世代人材投資資金等の各種施策を推進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体がこれらの制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行なう個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる号に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行なう場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行なう農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行なう農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第 7 条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構、若しくは独立

行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が該当事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込められること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げるものを除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、④ の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ④ から⑤ に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。
- ⑦ 農地移動のあっせんによる所有権移転を受ける者が基準構想による基準を満たす者がいない場合は、基本構想における営農類型の経営規模の基準面積に達しない場合でも、農地の有効活用、遊休農地の荒廃発生防止のため、農地集積をすることが農地の有効活用と機能の維持及び保存行為となる場合には認定農業者に限り所有権の移転を目的とするあっせんの取得者とすることができる。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「要綱通知」という。）様式 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、① の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市農業委員会は、法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第 2 条によりみなされる場合は不要）。
- ② 本市農業委員会は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市農業委員会は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行なう作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ ① から② に定める申出を行う場合において、(4) の⑥ の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行なおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行なった結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ② 本市農業委員会は、(5) の① から② の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、② に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市農業委員会は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1) に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ① に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ① に規定する者に② に規定する土地について利用権の設定等を行なう者の氏名又は名称及び住所
- ④ ① に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ① に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ① に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。

ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号、以下「規則」という。）第 60 条の 2 各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

⑥ ⑥ に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本市農業委員会は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の⑥ に規定する土地ごとに（７）の⑥ に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（９）公告

本市は、農業委員会が農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の⑥ から⑥ までの掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市農業委員会は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市農業委員会は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が②の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 本市農業委員会は、②の規定により取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。本市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に連絡して協力を求める。

2 農地中間管理事業及び特例事業（以下「農地中間管理事業等」という）の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行なう公益財団法人鹿児島県地域振興公社との連携のもとに普及啓発活動等を行なうことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 本市、農業委員会、農協は、農地中間管理事業等を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行なう自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単価として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、要綱通知様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の① のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、② の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ① ～③ までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の① に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行なう農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ① の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の① に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、② に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の① の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の① に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の① の認定をする。
 - ア ② のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行ないたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定

等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、（５）の③に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、伊佐市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行なう農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合、公益社団法人伊佐農業公社、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を実現するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の定着化や臨時雇用、地域内における相互連携やヘルパー制度の有効活用などを推進して行く。

6 就農促進を図るための農業次世代人材投資資金等の各種施策を促進する事項

本市は、青年等の就農促進を図り、また育成するために、県や関係機関の協力を得ながら農業技術・経営に関する研修を積極的に実施するとともに、青年等就農計画の作成指導を行い、農業次世代人材投資資金及び青年等就農資金等の活用を促進し、本市での農業経営への定着を図るものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 5 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、県営ほ場整備事業（昭和 48 年度～）及び担い手基盤整備事業（平成 4 年度～）による農業経営基盤整備の促進と担い手への利用集積を進めるとともに、農産物処理加工・集出荷貯

蔵施設等の農業近代化施設の導入を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作及び転作を効果的に行う望ましい経営体の育成を図ることとする。

ウ 本市は、担い手等が安全安心に生活を維持できるよう、合併浄化槽推進事業（平成4年度～）など生活・衛生環境等の整備の推進に努め、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 本市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を策定する。

また、この長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者の合意のもと、一体となって効率的かつ安定的な経営体の育成に努め、これらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、伊佐市農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成24年10月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和4年4月1日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）㊦関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第5の1の(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

◎ 存続期間 (又は残存期間)	◎ 借賃の算定基準	◎ 借賃の支払方法	◎ 有益費の償還
1 存続期間は1年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適当と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて1年とすることが相当でないと認められる場合には、1年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実効力を発揮するまでの期間等を統合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外の物で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利

	めるものとする。 この場合において、その金銭以外の物で定められる借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。		用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	--	--	---

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

㊦ 存続期間 (又は残存期間)	㊦ 借賃の算定基準	㊦ 借賃の支払方法	㊦ 有益費の償還
Iの㊦に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの㊦の3と同じ。	Iの㊦に同じ。	Iの㊦に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

㉑ 存続期間	㉒ 損益の算定基準	㉓ 損益の決済方法	㉔ 有益費の償還
I の㉑ に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械の施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の㉑ に同じ。この場合において I の㉑ 中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の㉑ に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

㉑ 対価の算定基準	㉒ 対価の支払方法	㉓ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有者の移転を行う場合の取り扱いについては農業者年金基金の定めるところによるものとする。